

## 小平高等学校同窓会 会則

### (名称)

第1条 本会は、東京都立小平高等学校同窓会と称し、事務局を東京都小平市仲町 112 番地、東京都立小平高等学校内におく。

### (目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、合わせて母校の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿・ホームページの管理、及び会報の発行
- (2) 会員の親睦に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

### (会員)

第4条 本会は、東京都立小平高等学校の卒業生及びかつて同校に在籍・在職し、年会費を納めた者を持って会員とする。

### (役員)

第5条 1、本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	2名
幹事	若干名
HP 運営管理者	若干名
会計監査	2名

2、役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第6条 本会は、現旧職員の中から顧問を若干名おく。

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。

第8条 会長、副会長、会計、幹事、HP 運営管理者および会計監査は、総会において選出する。

第9条 役員会は、会長がこれを招集し、懸案事項の審議にあたる。

(総会)

第10条 本会の総会は、定期総会と臨時総会とする。

第11条 総会

- (1) 定期総会は毎年1回開催する。
- (2) 臨時総会は、必要があるとき会長がこれを招集する。

第12条 総会は、概ね次のことを行う。

- (1) 運営計画、実績報告、予算、決算の承認
- (2) 役員を選任
- (3) 会則改定
- (4) その他必要な事項

第13条 総会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(財務)

- 第14条
- (1) 会員は年会費として毎年二千円を納入する。
  - (2) 年会費の有効期限は振込日より翌年5月31日までとする。
  - (3) 総会の同意を得て会員中から臨時に会費を集めることが出来る。

第15条 本会の会計年度は、6月1日より翌年5月31日までとする。

第16条 本会の経費は、会費その他の収入により支弁する。

附則

この会則は、昭和41年5月15日から施行する。

この会則は、平成7年5月7日改定、施行する。

この会則は、平成26年5月21日改定、施行する。

この会則は、平成27年6月20日改定、施行する。

この会則は、平成30年6月24日改定、施行する。

この会則は、令和元年6月23日改定、施行する。